

お客様の有価証券の保管及びお預かり金の管理について

当社は、お客様からお預かりしております金銭・有価証券については、金融商品取引法第 43 条の 2 に基づき、当社資産とおお客様の資産とを明確に区分し(分別保管と申します)、あらゆるリスクを考慮の上、万全を期して保全管理しております。

お客様資産の分別保管状況

1. お客様からお預かりしている有価証券について

株 券

- (1) (株)証券保管振替機構に預託する手続きをとられましたお客様の株券は、(株)証券保管振替機構において、安全確実に保管・管理しております。
- (2) お客様のご意向により現物のままお預かりしている株券は、お客様別に厳重な管理の下、安全確実に当社金庫または(株)だいこう証券ビジネスにて保管・管理しております。
外国株式については、現地保管銀行にて保管しております。

債 券

- (1) 国債証券は日証金信託銀行株式会社に預託し、日銀振込口座にて保管・管理しております。
- (2) 新株予約権付社債は、上記株券の管理 (1)及び(2)と同様の方法により保管・管理しております。
- (3) その他債券につきましては、(株)証券保管振替機構、(株)だいこう証券ビジネスにて、保管・管理しております。

投資信託受益証券

(株)証券保管振替機構において、安全確実に保管・管理しております。

2. お客様からお預かりしている金銭等について

お客様よりお預かりしております現金・信用取引現金保証金については、「顧客分別金」として、三菱 UFJ 信託銀行に信託しております。

3. 投資者保護基金について

金融商品取引業者においては、分別保管によりお客様の資産は厳格に保全・管理されておりますが、それ以外に、万が一破綻した金融商品取引業者が個人投資家からのお預かり資産を返すことが出来なくなった場合に備え、日本投資者保護基金が設立されており、お客様の資産に対し 1 人当たり 1,000 万円を限度に保護されております。